

注目  
1

# 新型コロナウイルスワクチン接種について

健康づくり課新型コロナウイルスワクチン接種担当 (☎590-7355)

新型コロナウイルスワクチンは「新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図る」ことを目的に接種するものです。

接種は、国の指示のもと、都道府県の協力により市町村が実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。※医療従事者の接種は各医療機関等が実施します

## ●新型コロナウイルスワクチン接種の予約方法、接種時期

接種するためには、事前予約が必要ですが、事前予約の方法や、具体的な接種会場・時期は現在調整中です。確定次第、市のホームページおよび広報きたもと等でお知らせします。

なお、接種は国から示された接種対象者の優先順位に基づき実施します。現時点で最優先になるのは、令和4年3月31日までに65歳以上になる人、次に65歳未満の基礎疾患を有する人および高齢者施設等の従事者という順番になる見込みです。

クーポン券見本



## ●市内に住所を有する人にクーポン券を送付します

接種の予約とワクチン接種の際に使用する「新型コロナウイルスワクチン接種クーポン券」は、個人宛で年齢区分ごとに順次発送します。発送予定日については下表をご確認ください。

クーポン券の年齢区分ごとの発送予定日

年 齢 区 分 (令和4年3月31日時点での満年齢に基づく)	発 送 予 定 日
75歳以上 (昭和22年4月1日以前に生まれた人)	3月下旬
65歳以上75歳未満 (昭和22年4月2日～昭和32年4月1日に生まれた人)	3月下旬
それ以外の人	4月下旬

※状況により、各年齢区分の発送予定日が変わる可能性があります。

## ●新型コロナウイルスワクチン接種の注意事項

- 接種費用は無料です。
- 新型コロナウイルスワクチンの効果を十分に得るために、同じ種類のワクチンを一定の間隔をあけて2回受ける必要があります(クーポン券1枚で2回受けることができます)。
- 接種は希望者に対して行います。本人の同意なく接種は行いません。

※何らかの病気で治療中の人や、体調など接種に不安がある人は、かかりつけ医等とご相談の上、ワクチンを接種するかどうかをご検討ください。

本情報は令和3年2月15日時点での国からの最新情報を基に作成しています。  
また、市ホームページや広報きたもと等で新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報を公開しています。  
最新情報を順次公開していきますので、随時ご確認ください。



市ホームページは  
こちら

## 新型コロナウイルスワクチン接種担当を設置しました

新型コロナウイルスワクチン接種を希望する市民の皆さんに滞りなく接種を行うため、令和3年2月1日に健康推進部健康づくり課内に「新型コロナウイルスワクチン接種担当」を設置しました。  
市民の皆さんへの新型コロナウイルスワクチン接種に向けて準備を進めています。

注目  
2

# 栄小学校活用方法のアイデアを ご応募いただきありがとうございました

3月に閉校する栄小学校の活用方法について、広報きたもと10月号でアイデア募集を行い、62件の応募(アイデア案総数141件)をいただきました。応募いただきました皆様ありがとうございました。今後は適正配置計画で示している活用方法に加え、いただいたアイデアを参考として活用に向けた検討を行っていきます。いただいた主なアイデアは下記の通りです。

## 栄小学校活用方法の応募アイデア一覧(主なアイデア)

場 所	種 別	内 容	
校舎、全体	生涯学習関係	学習室、自習室、中高大学生の学習室	
		ギャラリー、展覧会場	
		防音施設のある音楽室	
		スケートボードの遊び場	
		図書館	
		ジム	
	産業・観光関係	起業支援オフィス・テナント、副業部屋	
		テレワーク、サテライトオフィス	
		地元の食材を使った食堂、カフェ(トマトカレー、地元野菜販売等)	
	くらし・防災関係	防災倉庫、防災体験施設、災害対策機能の設置	
		市民交流施設の設置	
		地域の集会室	
		コミュニティカフェ	
	子育て関係	子育てサロン、ママさんの居場所	
		児童館兼子育て支援センター	
		学童(こども預かりマッチングサービス)	
		こども食堂	
		ボルダリングウォール(子ども用)	
	保育関係	中央・栄保育所の移転先	
	高齢者関係	シニアサロン、高齢者の集いの場	
		西口側のシルバー人材センターの設置	
	学校関係	不登校・ホームスクーラーの居場所	
		中学生・小学生の学習支援、スクールサポート	
		家庭教育相談室(ヤングケアラー相談含む)	
	文化財関係	デーノタメ遺跡所蔵館	
	校庭	公園・運動	児童公園・未就学児などの遊び場、子どもたちが遊べる広場(ボール遊び含む)
			校庭をグラウンドゴルフ、サッカーなどに開放
宿泊機能付きサッカー施設			
運動公園、運動や市民の憩いの場として広場にしてほしい			

※上記は、いただいたアイデアを抜粋して記載しています。

☎ 施設マネジメント課施設再編担当(☎511-1061)

## 注目3 北本市グラフィックデザイン・市制施行50周年記念ロゴができました

市では、シティプロモーションコンセプト「&green」(アンドグリーン)に基づき、市内外の皆さんがもっと北本を好きになる事業を展開しています。さらなる北本市のブランドイメージの向上を目指し、市の広報媒体や印刷物等に展開する「&green」のグラフィックデザインを作成しました。

**&green**

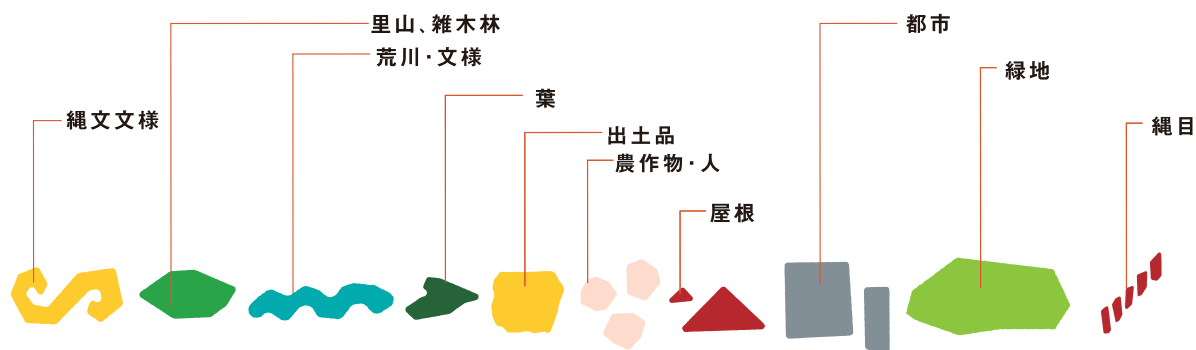
豊かな緑に囲まれた、  
ゆったりとした街の中で、  
新しい暮らしを。



### 北本市グラフィックデザイン

木の葉の形をイメージした「&green」のロゴと、北本を象徴する様々なモチーフを表すエレメントを配置しました。決めきらない配置により、これからぐんぐんと動くことができる「余白」のある街を表現しています。

季節の色・深い緑を中心に様々な楽しみ方がある北本市をイメージし、モチーフに合わせた、カラフルなカラー展開をしています。



### 北本市市制施行50周年記念ロゴ

令和3年11月に、北本市が市制施行50周年を迎えるにあたり、これを記念するロゴを北本市グラフィックデザインをもとに作成しました。50周年記念フラッグ・チラシ等に活用していく予定です。



今後、市職員の名刺や封筒、ポスター等で「&green」ロゴや北本市を象徴的に表現したグラフィックデザインを利用することにより、市民の愛着醸成および市のブランドイメージの全国への発信などを行っていきます。

市民の皆さんもご利用いただけます。利用を希望の際は担当までご連絡ください。

問 市長公室シティ  
プロモーション・  
広報担当  
(☎511-9119)



## 今月のきたもと「四季の恵み」マルシェ!(農業ふれあいセンター)

- 桜国屋(☎544-5321) 10:00~17:00(水曜定休)  
北本産の真っ赤ないちごとトマトはいかがでしょうか?
  - さんた亭(☎580-6883) 11:00~14:00(水曜定休)  
北本産そば粉100%!王道の「もりそば」はいかがですか?
  - 情報発信館(☎578-4255) 10:00~16:00
  - &green CAFE 10:00~16:00(水曜定休)  
【北本トマトカレーの会認定!最新作カレー】  
2月から提供中! &greenCAFEの「北本トマトカレー」はトマトたっぷりでお子さんにも食べやすいカレーです。
- ☎産業観光課農政担当(☎594-5532)



## 北本市観光協会からのお知らせ

北本市観光協会

検索



### ●第3回&green 暮らしの学校の参加者を募集

「暮らしの学校」は、北本の自然を舞台に、季節の様々な農産物や自然を、体験を通して一緒に学ぶ連続ワークショップです。第3回目の開催にあたり参加者を募集します。詳細は観光協会ホームページをご覧ください。

### ●石戸城ミライ桜プロジェクト キックオフイベント

石戸城の跡地に桜を植えて、ミライの桜を育てよう!桜の植樹から管理運営までを一緒に行ってください。プロジェクトの参加者を募集します。詳細は観光協会ホームページをご覧ください。  
~桜植樹のキックオフイベント~

時 3月14日(日) 10:00~12:00

主催 北本ロータリークラブ

協力 北本市観光協会

### ●グリコピア・イースト北本市民デー

時 4月18日(日) 9:30~ 費 無料

対 市内在住、在勤の人

定 40人(子どもも1人として計算。定員超過の場合は抽選)

申 往復はがきに代表者・住所・電話番号・参加者氏名・年齢・駐車場使用台数を記入し、3月15日(月・消印有効)までに観光協会へ。

他 詳細は観光協会ホームページへ。



〒364-0035 西高尾 1-249  
TEL 591-1473 FAX 577-3475  
メール info@machikan.com  
H P http://www.machikan.com/

## 中央図書館だより

北本市立図書館

検索



今月の特集

『青春の汗!スポーツ小説』

ひたすら頑張る人を見ると応援したくなります。著名人をテーマにしたものから、さまざまなスポーツを主題にした小説を集めました。爽快で、自分も頑張ろうという気持ちになれるはず。

おすすめの一冊



### 永久のゼッケン

多摩川ブルーにほほえみを

倉阪 鬼一郎 著  
(出版芸術社)

10回目の完走を果たせず亡くなった父親のため、50キロマラソンに挑戦する母と娘。いわゆる熱血ものではなく、絆や想いの強さがテーマなので、読後は爽快です。

### あたらしく入った本

- 日本異界図典 朝里 樹 (G.B)
- たたかう免疫 人体 vs ウイルス真の主角 NHKスペシャル取材班 (講談社)
- ポリ袋で簡単、おいしいはじめてのみそ作り 眞藤 舞衣子 (立東舎)
- 英語の正しい発音学習 上村 禎子 (三省堂書店)
- ヨンケイ!! 天沢 夏月 (ポプラ社)
- 元彼の遺言状 新川 帆立 (宝島社)
- どこかで 棚木 悠太 (KADOKAWA)
- ゼアゼア トミー・オレンジ (五月書房新社)

☎ 592-0795 開館時間 9:00 ~ 20:00



注目  
4

# 令和3年度は固定資産税の評価替え(評価の見直し)の年

## ●固定資産税と評価替え

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に固定資産(土地、家屋、償却資産)を所有する人に負担していただく税金です。資産価値の変動に対応するため、土地と家屋について3年ごとに評価額の見直しをしています。見直しを行う年を基準年度といい、令和3年度は基準年度にあたります。

評価替え	土地	地価公示価格や地価調査価格、不動産鑑定士による鑑定評価額などを活用の上、個々の土地の条件を反映させて評価します。 ※前回の評価替え(平成30年度)と同様に、路線価の見直しや土地の利用状況の確認を行いました。
	家屋	再建築価格(同じものを今建てたとしたらいくらになるか)をもとに評価します。 ※前回の評価替え(平成30年度)以降の建築物価の動向などから見直されますが、 <u>前年度の価格を超える場合は、前年度の価格が据置となります。</u>



これをもとに調整し、評価額・課税標準額を決定

課税標準額 × 税率 (固定資産税 1.4%、都市計画税 0.2%) = 固定資産税額

◎納税通知書と課税資産の明細書は、5月初旬に送付します。

## ●土地・家屋価格等縦覧帳簿および固定資産税課税台帳をご覧ください

地方税法第416条第1項(土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧)、第382条の2(固定資産税課税台帳の閲覧)の規定により、土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿および固定資産税課税台帳を下記の期間中、ご覧になれます。

	土地・家屋価格等縦覧帳簿	固定資産課税台帳
期日	4月1日(木)～5月31日(月)	4月1日(木)～
	ただし、土・日曜日、祝日は除く	
時間	8:30～17:15	
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者等</li> <li>・納税者から委任された人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税義務者等</li> <li>・納税義務者から委任された人</li> <li>・借地人・借家人等</li> </ul>
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○納税者等</li> <li>・納税通知書</li> <li>・運転免許証等</li> <li>○納税者から委任された人</li> <li>・委任状か代理人選任届</li> <li>・委任を受けた人の運転免許証等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○納税義務者等</li> <li>・運転免許証等</li> <li>○納税義務者から委任された人</li> <li>・委任状か代理人選任届</li> <li>・委任を受けた人の運転免許証等</li> <li>○借地人・借家人等</li> <li>・賃貸借契約書等</li> <li>・運転免許証等</li> </ul>

場問 税務課固定資産税担当 (☎ 594-5519)

注目  
5

## 軽自動車税(種別割)の手続きをお忘れなく

あなたの家に、使っていない、または譲ってしまって手続きをしていないバイク(125cc以下の原動機付自転車)はありませんか。使っていなくても所有していれば税金がかかります。

### 軽自動車税(種別割)がかかる人

4月1日現在、市内に主たる定置場のある原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車等の所有者です。

### 主な手続き (125cc以下の原動機付自転車・小型特殊自動車)

住所変更	転入したとき	北本市ナンバーへの変更手続きをしてください。使用しない場合は前住所の市区町村で廃車手続きをしてください。
	転出するとき	転出先では北本市ナンバーは使用できません。北本市で廃車手続きをしたあと、転出先の市区町村で登録手続きをしてください。
車体等が手元に無い	盗難にあったとき	必ず警察署に被害届を提出し、税務課で廃車手続きをしてください。「原動機付自転車等標識遺失届出書兼申立書」に盗難にあった日時・場所・状況・警察署の盗難届受理番号等を記入し、提出してください。
	紛失したとき	税金がかかっている車体等が手元にないときは、そのままにせず税務課市民税担当にご相談ください。ナンバーのみ紛失した場合も同様です。
無くした車体等を発見したとき		盗難、紛失していた車体等が発見され引き続き使用するとき、再登録の手続きをしてください。
譲渡するとき	譲る人	廃車証明書(各市区町村で交付されたもの)および譲渡証明書を譲り受ける人に渡してください。
	譲り受ける人	登録手続きをしてください。
車両を改造したとき		改造前後の写真、改造内容が分かる明細書等の書類および「原動機付自転車等の改造申立書」を提出してください。

### 原動機付自転車の届出時に必要なもの

届出内容	必要なもの
新たに取得する	販売証明書または廃車証明書と譲渡証明書・印鑑・身分証明書
廃車、譲渡、市外転出	ナンバープレート・標識交付証明書・印鑑・身分証明書
盗難にあった	警察署の盗難届受理証明書または受理番号・標識交付証明書・印鑑・身分証明書

※地方税法等の改正により、必要なものが変わる場合があります。

### 申告場所・連絡先

車種	申告場所
原動機付自転車・小型特殊自動車	税務課市民税担当 (☎ 594-5518)
125ccを超える二輪車	関東運輸局埼玉運輸支局 (☎ 050-5540-2026)
軽三輪車・軽四輪車	軽自動車検査協会埼玉事務所 (☎ 050-3816-3110)

☎ 税務課市民税担当(☎594-5518)